南 区公告 第 266 号

公　示　送　達

次のとおり、書類の送達を受けるべき者の住所（所在地）等が不明である（法施行地にない）ので、国民健康保険法第７８条及び地方税法第２０条の２の規定により公示送達する。

送達する書類は当区役所保険年金課に保管してあるので、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和　8 年 10 月 26 日

横浜市南区長　髙澤　和義

送達を受けるべき者	氏名又は名称	髙野　敏行 BAI　WEIQI
送達する書類名	国民健康保険料等　還付通知書	

（注意）

地方税法第２０条の２第３項の規定により、掲示を始めた日から起算して７日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

南 区公告 第 269 号

公　示　送　達

次のとおり、書類の送達を受けるべき者の住所（所在地）等が不明である（法施行地にない）ので、国民健康保険法第７８条及び地方税法第２０条の２の規定により公示送達する。

送達する書類は当区役所保険年金課に保管してあるので、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和　8年　10月　26日

横浜市南区長　髙澤　和義

送達を受けるべき者	氏名又は名称	PAN　DENG WOJAS　NATALIA　LIDIA
送達する書類名	国民健康保険料等　還付通知書	
	国民健康保険料等　充当通知書	

（注意）

地方税法第２０条の２第３項の規定により、掲示を始めた日から起算して７日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

南 区公告 第 268 号

公　示　送　達

次のとおり、書類の送達を受けるべき者の住所（所在地）等が不明である（法施行地にない）ので、国民健康保険法第７８条及び地方税法第２０条の２の規定により公示送達する。

送達する書類は当区役所保険年金課に保管してあるので、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和 8 年 10 月 26 日

横浜市南区長　髙澤　和義

送達を受けるべき者	氏名又は名称	渡邊　新作 NGUYEN　THI　THANH　NUYEN
送達する書類名		国民健康保険料等　還付通知書
		国民健康保険料等　充当通知書

（注意）

地方税法第２０条の２第３項の規定により、掲示を始めた日から起算して７日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

南 区公告 第 269 号

公　示　送　達

次のとおり、書類の送達を受けるべき者の住所（所在地）等が不明である（法施行地にない）ので、国民健康保険法第７８条及び地方税法第２０条の２の規定により公示送達する。

送達する書類は当区役所保険年金課に保管してあるので、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和 8 年 10 月 26 日

横浜市南区長　髙澤　和義

送達を受けるべき者	氏名又は名称	鈴木　凱
送達する書類名	国民健康保険料等　充当通知書	

（注意）

地方税法第２０条の２第３項の規定により、掲示を始めた日から起算して７日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

南区公告　第　270　号

公　示　送　達

次のとおり、書類の送達を受けるべき者の住所（所在地）等が不明である（法施行地にない）ので、国民健康保険法第７８条及び地方税法第２０条の２の規定により公示送達する。

送達する書類は当区役所保険年金課に保管してあるので、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和　8　年　10　月　26　日

横浜市南区長　髙澤　和義

送達を受けるべき者	氏名又は名称	長谷川　勝実
送達する書類名	国民健康保険料等　還付（充当）通知書	

（注意）

地方税法第２０条の２第３項の規定により、掲示を始めた日から起算して７日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

南 区公告 第 271 号

公　示　送　達

次のとおり、書類の送達を受けるべき者の住所（所在地）等が不明である（法施行地にない）ので、国民健康保険法第７８条及び地方税法第２０条の２の規定により公示送達する。

送達する書類は当区役所保険年金課に保管してあるので、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和　8 年 10 月 26 日

横浜市南区長　髙澤　和義

送達を受けるべき者	氏名又は名称	岡野　優太 大塚　紀雄 KHATOON　MST　FERDOWSI
送達する書類名		国民健康保険料等　還付通知書 国民健康保険料等　充当通知書

（注意）

地方税法第２０条の２第３項の規定により、掲示を始めた日から起算して７日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

南 区公告 第 292 号

公　示　送　達

次のとおり、書類の送達を受けるべき者の住所（所在地）等が不明である（法施行地にない）ので、国民健康保険法第７８条及び地方税法第２０条の２の規定により公示送達する。

送達する書類は当区役所保険年金課に保管してあるので、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和　8 年 10 月 26 日

横浜市南区長　髙澤　和義

送達を受けるべき者	氏名又は名称	別紙1のとおり
送達する書類名	国民健康保険料等　還付通知書	

（注意）

地方税法第２０条の２第３項の規定により、掲示を始めた日から起算して７日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

南 区　（国民健康保険）

別 紙 1

No.	
1	EL　OUARDI　IMAD
2	内野　美樹
3	齋藤　正之
4	髙橋　莉菜

南 区公告 第 273 号

公　示　送　達

次のとおり、書類の送達を受けるべき者の住所（所在地）等が不明である（法施行地にない）ので、国民健康保険法第７８条及び地方税法第２０条の２の規定により公示送達する。

送達する書類は当区役所保険年金課に保管してあるので、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和 8 年 10 月 26 日

横浜市南区長　髙澤　和義

送達を受けるべき者	氏名又は名称	原園　三樹雄
送達する書類名	国民健康保険料等　還付通知書	

（注意）

地方税法第２０条の２第３項の規定により、掲示を始めた日から起算して７日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

南 区公告 第 274 号

公　示　送　達

次のとおり、書類の送達を受けるべき者の住所（所在地）等が不明である（法施行地にない）ので、国民健康保険法第７８条及び地方税法第２０条の２の規定により公示送達する。

送達する書類は当区役所保険年金課に保管してあるので、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和 8 年 10 月 26 日

横浜市南区長　髙澤　和義

送達を受けるべき者	氏名又は名称	菊地　奏梓
送達する書類名	国民健康保険料等　充当通知書	

（注意）

地方税法第２０条の２第３項の規定により、掲示を始めた日から起算して７日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

南 区公告 第 275 号

公　示　送　達

次のとおり、書類の送達を受けるべき者の住所（所在地）等が不明である（法施行地にない）ので、国民健康保険法第７８条及び地方税法第２０条の２の規定により公示送達する。

送達する書類は当区役所保険年金課に保管してあるので、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和　8 年 10 月 26 日

横浜市南区長　髙澤　和義

送達を受けるべき者	氏名又は名称	尾形　茂
送達する書類名	国民健康保険料等　還付通知書	

（注意）

地方税法第２０条の２第３項の規定により、掲示を始めた日から起算して７日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

南 区公告 第 276 号

公　示　送　達

次のとおり、書類の送達を受けるべき者の住所（所在地）等が不明である（法施行地にない）ので、国民健康保険法第７８条及び地方税法第２０条の２の規定により公示送達する。

送達する書類は当区役所保険年金課に保管してあるので、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和 8 年 10 月 26 日

横浜市南区長　髙澤　和義

送達を受けるべき者	氏名又は名称	別紙2のとおり
送達する書類名	国民健康保険料等　還付通知書 国民健康保険料等　充当通知書	

（注意）

地方税法第２０条の２第３項の規定により、掲示を始めた日から起算して７日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

南 区　（国民健康保険）

別 紙 2

No.	
1	DUZEKOVA　ALEXANDRA
2	RIAZ　ANSA
3	WALLIS　MORGADO　JUAN　ALFRED
4	XIONG　JIANJUN
5	尾形　茂
6	加納　忍
7	竹花　晃菜
8	陳　芳
9	張　桂